



人ある限り人権を

やまびこ人権文化センターだより

2026

2

発行 やまびこ人権文化センター 倉吉市中河原 772-6 TEL/FAX 0858-28-4265

2月 やまびこサロン

冬を心地よく過ごそう アロマスプレー作り

【講師】伊藤早希(ナード・アロマセラピー協会アロマ・アドバイザー)



初めての方でも安心して楽しめる、やさしいアロマ体験です。

一緒に冬を快適に過ごす準備をしてみませんか。

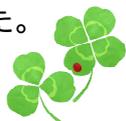
日 2月5日(木) 西鴨、2月12日(木) 天神野、2月19日(木) 中河原二

時 10時～12時(サロン終了後にデイを開催します)

費 300円 ※申込み不要

小鴨小学校地区学習会 閉講式を迎える

1月15日(木)、小鴨小学校地区学習会の閉講式を行いました。参加児童6名がこの1年間で学んだこと、がんばったことなどを発表しました。たくさんの先生や地域の人の前で堂々と発表する成長した姿が見られました。



小鴨小学校3年生がポテ茶を体験

1月23日(金)、小鴨小学校の3年生約70人が、地域に伝わる伝統文化「ポテ茶」を体験しました。講師からポテ茶の由来や歴史を学んだあと、自分でお茶を点てる体験をしました。児童からは、「もっとポテ茶を知りたい」「体験したことを家族に話したい」などの感想が聞かれました。



第49回 部落解放文化祭が開催されます

作品展示の部

日 2月6日(金)～8日(日) 9時～16時まで

所 エスパック未来中心 アトリウム

発表の部

日 2月8日(日) 13時～15時(開 12時30分)

所 エスパック未来中心 小ホール 入場無料



◆円通寺人形芝居

◆人権作文朗読

〈ポテ茶サービス〉

11時から 小ホール入口付近

(※なくなり次第終了)

令和8年度 鳥取県育英奨学生(高等学校奨学資金)募集

県内に住所を有する者の子等で高等学校等に在学しており、経済的理由により修学が困難な人に対して育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的として奨学生が募集されます。

- 1 申請方法 書類を在学中の高等学校等に提出(書類は募集要項で確認してください)
- 2 申請締切 令和8年4月17日(金)
- 3 貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額 18,000円
	自宅外通学	月額 23,000円
私立の高等学校等	自宅通学	月額 30,000円
	自宅外通学	月額 35,000円

4 問合せ先 鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室 ☎0857-29-7145

*やまびこ人権文化センターに募集要項がありますのでお問い合わせください。



知ってください「子ども用車いす」のこと



「子ども用車いす」は、外見がベビーカーに似ています。そのため、公共交通機関や公共施設でベビーカーと誤認され、必要な介助が受けられないなど、認知度の低さに伴うトラブルが発生しており、周囲の理解と配慮が求められます。

1 子ども用車いすとは

「子ども用車いす」は、病気や障がいで自力での移動が困難な子どもが使用する福祉用具です。子ども用車いすは、「かわいそうなもの」でも「特別なもの」でもありません。その子が自分らしく生活し、学び、社会とつながるための大切な道具です。



2 ベビーカーとの違い

「子ども用車いす」は、折りたためないものが多く、車いす自体の重さに加え、医療器具を搭載している場合もあり、重さがかなりあります。その他、ベビーカーとの違いを比べてみました。

区 分	子ども用車いす	ベビーカー
目 的	移動・生活・社会参加	一般的な移動・保護
使 用	日常的・継続的に使用する	成長とともに使用しなくなる

3 「子ども用車いす」の利用が制限されています

見た目だけで「ベビーカーと同じ」、「混んでいるからベビーカーをたたんで」、「なんで大きい子に乗せているの」と扱われてしまうと、「子ども用車いす」の利用は制限されてしまいます。、ベビーカーと同じ土俵で比較せず、必要性の違いを理解することが大切です。



4 私たちはどんな対応をすればいいの

- ・ 街中で見かけたら、温かく配慮しましょう。
- ・ 困っていそうなら「何かお手伝いできますか？」と一言声を掛けましょう。
- ・ 難しく考えすぎず、出来る範囲でサポートしましょう。

5 正しく知ることが大切です

「子ども用車いす」をベビーカーと間違われることで、外出先でつらい思いをし、気軽に外出できない子どもがいることは大きな問題です。私たちが「子ども用車いす」の存在を正しく知ることが、やさしさへの第一歩になります。

困りごとや人権侵害ひとりで悩まないで 人権文化センターは身近な相談窓口です

人権文化センターはこどもから高齢者までのさまざまな人権問題や生活の困りごとについての相談に応じています。市の窓口や関係機関の紹介など対応していますので、気軽にご相談ください。差別落書き・差別発言などに遭遇されましたら、倉吉市人権政策課(☎22-8130)または、やまびこ人権文化センター(☎28-4265)にご連絡ください。

